

海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本業務は、海老名市で所蔵する郷土の貴重な歴史的資料について、デジタル化による保存と活用を促進するため、デジタルアーカイブを構築するものである。郷土の歴史的資料の情報を後世に継承するとともに、誰もが時間や場所を問わず、デジタル化した歴史的資料について閲覧を可能にし、児童生徒の地域学習教材や市内外の生涯学習、研究資料等、幅広い世代や対象に、教育や学術的利活用の促進、海老名市の特徴や魅力を発信することを目的とする。

なお、本事業は公益財団法人図書館振興財団の 2024 年度提案型助成「郷土(地域) 資料」「貴重資料」等のデジタル化に伴うデジタルデータの公開事業」を受けて実施する事業である。

2 プロポーザルの概要

海老名市デジタルアーカイブを構築するにあたり必要な実績・知識・理解・価格・創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を選定するため、公募型プロポーザルによるものとする。

(1) 名称

海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託公募型プロポーザル

(2) 主催者

海老名市

(3) 担当部署

海老名市教育委員会教育部教育総務課文化財係

3 委託業務の概要

(1) 業務名

海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託

(2) 業務内容

別添「海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務履行場所

海老名市中新田 377 えびなこどもセンター

海老名市河原口 2-27-3 海老名市立歴史資料収蔵館

このほか必要に応じ海老名市内公共施設ほか

(4) 履行期間

令和 7 年 7 月上旬から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 見積上限額

・海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託

- 4,045,000 円（消費税相当額を含む。）
- ・クラウドサービス利用料（サーバー利用、システム保守を含む。）
- 44,000 円（令和 8 年 3 月分。消費税相当額を含む。）
- ※但し、この金額は契約額を示すものではない。
- また、見積金額は、上記予算限度額を超えてはならない。

4 選考方法等

(1) 選考方法

本プロポーザルでは、選考委員会が審査を行い、最優秀提案者の選考を行うものとする。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、最優秀提案者を市ホームページへ掲載する。なお、審査内容に関する問い合わせは受け付けない。

(3) 情報公開

プロポーザルの結果について海老名市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づく公開請求があった場合は、同条例第 7 条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、市が判断する。

5 最優秀提案者特定までのスケジュール

番号	項目	期間等
1	プロポーザル公告、参加意向申出受付開始、 質疑受付開始	令和 7 年 5 月 14 日（水）
2	質疑締切	令和 7 年 5 月 22 日（木）正午
3	参加意向申出書（添付資料含む）の受付締切	令和 7 年 5 月 30 日（金）
4	参加資格確認結果通知	令和 7 年 6 月 4 日（水）
5	提案書提出締切	令和 7 年 6 月 16 日（月） 17 時 15 分までに必着 （郵送の場合は同日中の到達 分まで）
6	審査（書類・プレゼンテーション・質疑応答） ※事前に選考委員からの質問を送付する場合があります。 その場合は、令和 7 年 6 月 19 日（木）までに 送付する。 ※なお、審査における質疑応答では、事前に送 付した内容以外の質問も行う。	令和 7 年 6 月 24 日（火）
7	審査結果通知、最優秀提案者特定	令和 7 年 6 月 30 日（月）以降

※日付は予定のため変更の場合あり

6 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 国内において、公共団体等におけるデジタルアーカイブシステム構築の業務実績を有すること。
- (4) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、デジタルアーカイブ事業に精通した者を従事させることができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- (7) 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条各号のいずれにも該当しないこと。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7 配布書類

(1) 配布期間

令和 7 年 5 月 14 日（水）から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

(2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(URL : <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/nyusatsu/proposal/index.html>)

(3) 配布書類一覧

ア 海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託公募型プロポーザル実施要項

イ 海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託仕様書

ウ 海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託公募型プロポーザル提案評価基準

エ 様式第 1～10 号

様式第 1 号 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書

様式第 2 号 質疑書

様式第 3 号 業務実績確認書

様式第 4 号 予定担当者実績及び業務実施体制確認書

様式第 5 号 海老名市プロポーザル方式企画提案書

様式第 6 号 見積書

様式第 7 号 機能要件一覧

様式第 8 号 工程表

様式第 9 号 非公開としたい情報届出書

様式第 10 号 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書

※ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日制定）ほか海老名市契約関連規程は契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認すること。

（４）本要項ほか本件プロポーザルの関係書類に変更等が生じた場合は、ホームページに掲載するものとする。

8 質疑方法・期限

プロポーザルに関する質疑は、次のとおりとする。

提出方法	様式第 2 号「質疑書」により電子メールにて提出すること。
回 数	提案者ごとに 1 回まで
提出先アドレス	bunkazai@city.ebina.kanagawa.jp ※メールの件名は「【プロポーザル質問 社名（事業者名）】」
提出期限	令和 7 年 5 月 22 日（木） 正午受信分まで

なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

質疑受領後、担当から受領確認のメールを返信する。

全ての質問と回答については、令和 7 年 5 月 28 日（水）までに市ホームページに掲載する。

9 参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合は、次のとおり申し出ること。

提出書類	様式第 1 号「海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」 様式第 3 号「業務実績確認書」 様式第 4 号「予定担当者実績及び業務実施体制確認書」 ※ 書類をまとめたものを 1 部提出すること。
提出期限	令和 7 年 5 月 30 日（金） 17 時 15 分まで （郵送の場合は同日中の到達分まで）
提出先	〒243-0422 海老名市中新田 377 えびなこどもセンター 海老名市教育委員会教育部教育総務課文化財係
提出方法	郵送または持参 ※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。 ※持参の場合：市役所開庁日（土曜開庁日を除く）において、 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間のみ受付

※参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行う。確認結果については、担当から電子メールにより通知し、その後文書で通知する。参加資格を有していることが確認できた者に対して、企画提案書の提出を要請する。

10 企画提案書で求める内容

別添「海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託仕様書」及び「海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託公募型プロポーザル提案評価基準」のとおり

11 企画提案書類提出

企画提案書類の提出については、次のとおりとする。

提出書類	次の書類を9部（正本1部、副本8部）提出すること。 ①様式第5号 海老名市プロポーザル方式企画提案書 ②様式第6号 見積書 ③様式第7号 機能要件一覧 ④様式第8号 業務工程表 ⑤様式第9号 非公開としたい情報届出書 (必要な場合。正本のみで可) ※企画提案書は、10ページ以内とすること。
提出期限	令和7年6月16日（月） 17時15分までに必着 (郵送の場合は同日中の到達分まで) ※提出先及び提出方法は、参加意向申出と同様

12 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーション資料には、提案者が作成する図又はイラストを用いることができる。また、彩色も可とする。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4型の用紙を用いること。
- (4) 両面複写は可とするが、異なる様式等の両面複写は行わないこと。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。
- (6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則として認めない。

13 審査方法等

(1) 審査の対象者

市が企画提案書等の提出要請を行った者を審査の対象とする。

(2) 最優秀提案者の特定方法

審査は、「海老名市デジタルアーカイブ構築業務委託公募型プロポーザル提案評価基準」の各評価事項について各選考委員が採点する。

① 各委員の採点による順位

各選考委員の採点を合計し、選考委員ごとに提案者の順位を決める。

② 順位点の算出

前記①の順位に基づき、選考委員ごとに提案者の順位点を算定する。ただし、選考委員全員の評価基準表「配点」の合計点が満点の 60%未満である場合又は選考委員の評価段階に「D」（0点）がある場合は、当該提案者については「選外」として取り扱うものとし、次の順位点の採点から除外する。

順位点は、次のとおりとする。

1 位… 5 点、2 位… 3 点、3 位… 1 点、4 位以降… 0 点

③ 選考委員全員の順位点の合計点に基づき、審査における提案者順位を決定する。合計点が最も高い者を最優秀提案者と特定する。

④ 順位点の合計点と同じであった場合の取扱い

順位点の合計点と同じであった場合は、次のとおり上位者を決定する。

ア 評価基準表中の「企画提案内容に関する事項の仕様に対する提案事項」の合計点が高い者

イ 前記アの合計点と同じであった場合は、評価基準表中の「企画提案内容に関する事項の追加提案・独自提案事項」の合計点が高い者

ウ 前記イの合計点と同じであった場合は、評価基準表中の「業務遂行能力」の合計点が高い者

(3) 審査日程

審査方法等については、次のとおり。

実施予定日	令和 7 年 6 月 24 日（火）
審査内容	①書類審査 ②本業務委託に関するプレゼンテーション ③内容に対する質疑応答
出席人数	3 人以内
審査時間	プレゼンテーション：20 分以内 質疑応答：20 分程度。プレゼンテーション終了後に実施する。
機器等について	プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。 なお、プロジェクター、HDMI ケーブルは市で用意するものを使用可能
その他	① 提案者が事前に提出した提案書に基づき説明すること。 ② 提案者の企業概要、履行実績、業務実施体制に関する項目のプレゼンテーションは不要

14 契約書の作成

(1) 審査により順位第一位となった提案者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、市が第一位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第一位の提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉する。

- (2) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (3) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び委託業務契約約款による。

15 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 本要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合
- (7) 企画提案書提出後のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (8) 見積書の金額が見積上限額に示した価格を超過している場合
- (9) 選考委員全員の評価基準表「配点」の合計点が、満点であった場合の 60%未満の得点であった場合
- (10) 選考委員の評価段階に「D」（0点）が1つでもあった場合

16 その他

- (1) 本プロポーザルに関する費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 応募者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとし、選考委員会において審査を行い、選定の可否を決定する。
- (4) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (5) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合がある。非公開としたい情報がある場合は、様式第9号の「非公開としたい情報届出書」により届け出ること。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開する。
- (6) 「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、様式第10号「海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出すること。
- (7) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合がある。
- (8) 最優秀提案者が、契約締結までに、業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。

- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については受託者と市が協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た海老名市に関する情報を、他に漏らしてはならない。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規程に準じる。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定める。